

四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域

平成 16 年 7 月 1 日

告示第 17 号

改正 平成 16 年 9 月 21 日告示第 20 号 平成 17 年 12 月 21 日告示第 16 号
平成 18 年 1 月 18 日告示第 5 号 平成 21 年 5 月 15 日告示第 8 号
平成 26 年 11 月 7 日告示第 8 号 平成 27 年 9 月 30 日告示第 11 号
平成 27 年 11 月 30 日告示第 14 号 平成 28 年 2 月 24 日告示第 972 号
平成 29 年 12 月 25 日告示第 8 号 平成 30 年 8 月 2 日告示第 1018 号
令和 2 年 7 月 1 日告示第 1051 号

1 国際埠頭施設における制限区域

次の国際埠頭施設（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する施設をいう。）のうち、物理的障壁で区画された区域。

- (1) 霞ヶ浦南埠頭 22 号岸壁
- (2) 霞ヶ浦南埠頭 23 号岸壁
- (3) 霞ヶ浦南埠頭 24 号岸壁
- (4) 霞ヶ浦南埠頭 25 号岸壁
- (5) 霞ヶ浦南埠頭 62 号岸壁
- (6) 第 2 埠頭 9 号岸壁
- (7) 第 3 埠頭 13 号岸壁
- (8) 第 3 埠頭 14 号岸壁
- (9) 第 3 埠頭 15 号岸壁

2 水域における制限区域

次の国際埠頭施設に係留している国際航海船舶（法第 2 条第 1 項に規定する船舶をいう。）から 30m 以内の泊地

- (1) 霞ヶ浦南埠頭 22 号岸壁
- (2) 霞ヶ浦南埠頭 23 号岸壁
- (3) 霞ヶ浦南埠頭 24 号岸壁
- (4) 霞ヶ浦南埠頭 25 号岸壁
- (5) 霞ヶ浦南埠頭 26 号岸壁
- (6) 第 2 埠頭 9 号岸壁
- (7) 第 3 埠頭 13 号岸壁
- (8) 第 3 埠頭 14 号岸壁
- (9) 第 3 埠頭 15 号岸壁

- (10) 霞ヶ浦南埠頭 27 号岸壁
- (11) 霞ヶ浦南埠頭 62 号岸壁
- (12) 霞ヶ浦北埠頭 80 号岸壁
- (13) 昭和四日市石油 S E 栈橋
- (14) 昭和四日市石油シーバース
- (15) 昭和四日市石油 S A 栈橋
- (16) 昭和四日市石油 S B 栈橋
- (17) 昭和四日市石油 S F 栈橋
- (18) 昭和四日市石油 S G 栈橋
- (19) 昭和四日市石油 S I 栈橋
- (20) 昭和四日市石油 S K 栈橋
- (21) 昭和四日市石油 S L 栈橋
- (22) コスモ石油シーバース
- (23) コスモ石油午起 1 号栈橋
- (24) コスモ石油午起 2 号栈橋
- (25) コスモ石油午起 7 号栈橋
- (26) コスモ石油午起 8 号栈橋
- (27) コスモ石油午起 9 号栈橋
- (28) コスモ石油塩浜 5 号栈橋
- (29) コスモ石油塩浜 6 号栈橋
- (30) コスモ石油四日市 6 号栈橋
- (31) 川越火力発電所 LNG 受入栈橋
- (32) 霞 16 号栈橋
- (33) 霞 17 号栈橋
- (34) 霞 9 号栈橋
- (35) 谷精A-2 栈橋
- (36) 三菱 1 号栈橋
- (37) 三菱 2 号栈橋
- (38) 三菱 3 号栈橋